

議案第十五号

杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

第一条 杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例等の一部を改正する条例  
の一部を次のように改正する。

第二条第一号ア中「イ及びウ」を「イ」に改め、同号ウを削り、同号エ中「アからウまで」を「ア及びイ」に改め、同号エ中エをウとする。

第二条 杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例（昭和五十六年杉並区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第四条の二第三項に規定する身体障害者デイスサービス」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイスサービス（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイスサービスに限る。）」に改める。

第四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、デイスサービスを利用する者は、法第二十九条第三項に規定する障害福祉サ

サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

第三条 杉並区立こども発達センター条例（平成八年杉並区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「法第六条の二第三項」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項」に改める。

第三条第三号中「法第二十一条の十一第五項に規定する居宅受給者証」を「障害者自立支援法第二十二条第五項に規定する障害福祉サービス受給者証」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 デイサービスを利用する者は、障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

第四条 杉並区立知的障害者援護施設条例（昭和六十二年杉並区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 区長は、前項の規定によるもののほか、食材料費その他利用者に負担させることが

適当と認められるものについては、別に定めるところにより、利用者から徴収することができる。

第五条 杉並区立身体障害者通所施設条例（平成四年杉並区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イを次のように改める。

イ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十二条第五項に規定する障害福祉サービス受給者証（法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービス（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスに限る。）に係るものに限る。）を交付されている者

第五条第一項を次のように改める。

通所施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、法第二十九条第三項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の制定に伴い、使用料を改定するとともに、所要の規定の整備を図る等の必要がある。

杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部改正）

新 条 例  
旧 条 例

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保健福祉サービス 次に掲げるサービスをいう。

ア 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に関する役務その他のサービス（イ）に掲げるサービスを除く。）

イ 略

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保健福祉サービス 次に掲げるサービスをいう。

ア 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に関する役務その他のサービス（イ及びウ）に掲げるサービスを除く。）

イ 略

ウ 障害者の居宅生活支援費及び施設訓練等支援費に関する役務その他のサービス

<p>ウ  ア及びイ  に掲げるもののほか、保健福祉に関する役務その他のサービスで区長が認めるもの</p> <p>二 略</p>	<p>第二条による改正（杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>
<p>エ  アからウまでに掲げるもののほか、保健福祉に関する役務その他のサービスで区長が認めるもの</p> <p>二 略</p>	<p>（利用の手続等）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 機能訓練等で障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービス（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスに限る。）に該当するもの（以下「デイサービス」という。）を利用しよう</p>
<p>（利用の手続等）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 機能訓練等で障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービス（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスに限る。）に該当するもの（以下「デイサービス」という。）を利用しよう</p>	<p>（利用の手続等）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 機能訓練等で身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービス</p> <p>に該当するもの（以下「デイサービス」という。）を利用しよう</p>

とする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承諾を受けなければならぬ。

3 略

(使用料等)

第四条 福祉会館等の使用料は、無料とする。ただし、デイサービスを利用する者は、法第二十九条第三項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を納めなければならない。

2 略

第三条による改正(杉並区立こども発達センター条例の一部改正)

とする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承諾を受けなければならぬ。

3 略

(使用料等)

第四条 福祉会館等の使用料は、無料とする。ただし、デイサービスを利用する者は、法第十七条の四第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額(その額が現に当該デイサービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現にデイサービスに要した費用の額)を納めなければならない。

2 略

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第七項に規定する児童デイサービスに関すること(以下「<u>デイサービス</u>」という。)</p> <p>四 六 略</p> <p>(利用することができる者)</p> <p>第三条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 デイサービス 法第四条第二号に規定する幼児である区内在住の心身障害児でその保護者が障害者自立支援法第二十二</p>	<p>(事業)</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 法第六条の二第三項に規定する児童デイサービスに関すること(以下「<u>デイサービス</u>」という。)</p> <p>四 六 略</p> <p>(利用することができる者)</p> <p>第三条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 デイサービス 法第四条第二号に規定する幼児である区内在住の心身障害児でその保護者が法第二十一条の十一第五項</p>



条第五項に規定する障害福祉サービス受給者証（デイサービスに係るものに限る。）を交付されているもの、その保護者その他区長が必要と認める者（使用料等）

第五条 略

2| デイサービスを利用する者は、障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

3 略

第四条による改正（杉並区立知的障害者援護施設条例の一部改正）

に規定する居宅受給者証（デイサービスに係るものに限る。）を交付されているもの、その保護者その他区長が必要と認める者（使用料等）

第五条 略

2| デイサービスを利用する者は、法第二十一条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額（その額が現に当該デイサービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現にデイサービスに要した費用の額）を納めなければならない。

3 略

<p>新 条 例</p>	<p>(使用料等) 第四条 略</p> <p>2 区長は、前項の規定によるもののほか、 食材料費その他利用者に負担させることが 適当と認められるものについては、別に定 めるところにより、利用者から徴収するこ とができる。</p>	<p>旧 条 例</p>	<p>(使用料) 第四条 略</p>
<p>新 条 例</p> <p>(利用することができる者) 第三条 通所施設を利用することができる者 は、次に掲げる者とする。 一 杉並区内に住所を有する者で、次に掲 げるもの ア 略</p>	<p>旧 条 例</p> <p>(利用することができる者) 第三条 通所施設を利用することができる者 は、次に掲げる者とする。 一 杉並区内に住所を有する者で、次に掲 げるもの ア 略</p>	<p>第五条による改正(杉並区立身体障害者通所施設条例の一部改正)</p>	<p>第五条による改正(杉並区立身体障害者通所施設条例の一部改正)</p>

イ 障害者自立支援法（平成十七年法律  
第二百二十三号。以下「法」という。）  
第二十二條第五項に規定する障害福祉  
サービス受給者証（法附則第八條第一  
項第六号に規定する障害者デイサービ  
ス（法附則第三十四條の規定による改  
正前の身体障害者福祉法第四條の二第  
三項に規定する身体障害者デイサービ  
スに限る。）に係るものに限る。）を  
交付されている者

二 略

（使用料等）

第五條 通所施設を利用する者（以下「利用  
者」という。）は、法第二十九條第三項に  
規定する障害福祉サービスの種類ごとに指  
定障害福祉サービス等に通常要する費用  
（特定費用を除く。）につき、厚生労働大  
臣が定める基準により算定した費用の額  
（その額が現に当該指定障害福祉サービス

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法  
律第二百八十三号。以下「法」とい  
う。）第十七條の五第五項に規定する  
居宅受給者証（法第四條の二第三項に  
規定する身体障害者デイサービスに係  
るものに限る。）を交付されている者

二 略

（使用料等）

第五條 通所施設を利用する者（以下「利用  
者」という。）は、法第十七條の四第二項  
第一号に規定する厚生労働大臣が定める基  
準を下回らない範囲内において区長が定め  
る基準により算定した額（その額が現に当  
該利用に係る指定居宅支援に要した費用  
（特定費用を除く。）の額を超えるとき

等に要した費用（特定費用を除く。）の額  
を超えるときは、当該現に指定障害福祉サ  
ービス等に要した費用の額）を納めなけれ  
ばならない。

2  
略

は、当該現に指定居宅支援に要した費用の  
額）を納めなければならない。

2  
略